

焼津市豊田地域子育て支援センター愛称募集要項

1 趣旨

焼津市では豊田地域交流センターの建て替えに伴い、令和8年7月に豊田地域交流センター内に市内9か所目の子育て支援センターがオープンします。

子育て支援センターは、子育て中の親子（主に就園前の親子）が一緒に遊んで過ごせる場所です。楽しい季節のイベントや子育て講座などへの参加や、育児や食育など子育てに関する相談を気軽にできます。

この子育て支援センターが、こどもたちが呼びやすく、より多くの方に親しんでもらえるような愛称を募集します。

2 募集内容

- (1) 子育て支援センターの愛称
- (2) 愛称に込めた思い、愛称の説明

3 愛称の基準及び条件

応募作品は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 誰もが呼びやすく、親しみやすい、施設をイメージできるような愛称であること。
- (2) 応募作品は応募者自身が制作した未発表のものであること。
- (3) 応募作品が他の施設名称等として使用されていないこと。
- (4) 他の著作物からの流用や模倣をしていないこと。
- (5) 企業名や個人名が記載されたものは失格とします。

4 応募資格

- (1) 市内在住、在学または在勤の方であれば、年齢は問わざどなたでも応募できます。

※18歳未満の方は、保護者の同意を得たうえで応募してください。

- (2) 1人1点までとします。（2点以上の応募はすべて無効とします。）

5 募集期間

令和8年1月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで〈郵送の場合は、締切日必着〉

6 応募方法

以下のいずれかの方法で応募してください。

※電話、メール、FAXでは受け付けません。

- (1) 応募フォームから応募

応募フォームに必要事項を入力し、応募してください。

【URL】

<https://logoform.jp/form/tWbQ/1295641>

【QRコード】



- (2) 応募用紙による応募

所定の応募用紙を印刷、必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で応募してください。

なお、応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

ア 持参

応募用紙を以下の施設に設置する募集箱に入れてください。

〈応募用紙と募集箱の設置施設〉

- ・焼津市子育て支援課窓口（焼津市本町二丁目 16 番 32 号 焼津市役所 2 階 8 番窓口）
- ・子育てサポートルーム（焼津市大覚寺三丁目 2 番地の 2 烧津市総合福祉会館 2 階）
- ・親子ふれあい広場（焼津市本町五丁目 6 番 1 号 アトレ焼津 1 階）
- ・とまとぴあ（焼津市宗高 1205 番地の 1）

イ 郵送

応募用紙を以下の場所へ郵送してください。

〈郵送先〉

〒425-8502

焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市役所 子育て支援課 子育て政策担当

7 選考、発表

- (1) 厳正な内部審査のうえ、5 候補程度を選出した後、3 月に開催予定の子ども・子育て会議内での厳正な審査の上、最優秀賞を 1 点決定します。
- (2) 同一の愛称が複数あった場合の取り扱いは、市に一任いただきます。
- (3) 最優秀作品は 3 月頃に市ホームページ等で発表する予定です。
- (4) 採用された方には、賞状および記念品（やいちゃんぬいぐるみ、タントクルこども館焼津おもちゃ美術館招待券）を贈呈します。
- (5) 受賞者を除き、応募者への通知は行いません。また、審査過程や選考結果に関する問い合わせには応じかねます。

8 注意事項

- (1) 愛称に関する著作権、その他一切の権利は市に帰属するものとします。
- (2) 愛称の採用にあたっては、一部を修正・補正して使用する場合があります。
- (3) 募集に伴う個人情報については、本事業以外の目的では使用いたしません。ただし、応募に伴う個人情報のうち、受賞者の氏名、住所の一部、年齢は市広報誌、ホームページ等で公開するとともに、報道機関を含めた関係者に提供します。
- (4) 応募作品は返却しません。また、応募作品に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (5) 第三者が有する著作権、商標権等を侵害する事実が判明した場合は、採用を取り消します。また、権利侵害等に問われた場合は、すべて応募者の責任において対処するものとします。
- (6) 作品の応募をもって、本要項に同意したものとみなします。

9 問い合わせ先

焼津市役所 子育て支援課 子育て政策担当

〒425-8502

静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号

〈電話〉 054-626-1137

〈メール〉 kosodate@city.yaizu.lg.jp